

■ 下関市の保育料(平成30年度)

平成30年4月

(1) 要保護者等世帯(ひとり親世帯や障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯)

(円/月額)

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
B1	市民税非課税世帯	0	0	い 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	0	0	0	0	い 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	0	0	0	0	い 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	0	0		4,400	0	4,400	0		6,000	0	6,000	0		
D1	割 市 民 税 額 所 得	48,600円 未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0
D3		58,800円 未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0
D5		77,101円 未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0

(2) その他の世帯

(円/月額)

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
A	生活保護世帯	0	0	全 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ き 小 学 校 3 年 生 以 下 の 子 ど も の み を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	0	0	0	0	い 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ と 同 時 就 園 の 子 ど も の み を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	0	0	0	0	い 同 一 生 計 を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ と 同 時 就 園 の 子 ど も の み を カ ウ ン ト し て カ ウ ン ト し よ う だ	
B2	市民税非課税世帯	1,600	0		4,400	0	4,400	0		6,000	0	6,000	0		
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	2,800	0		10,600	5,300	10,400	5,200		13,600	6,800	13,400	6,700		
D2	割 市 民 税 額 所 得	48,600円 未満	5,900		2,950	11,800	5,900	11,600		5,800	15,600	7,800	15,400		7,700
D4		57,700円 未満	9,200		4,600	18,100	9,050	17,800		8,900	20,200	10,100	19,900		9,950
D4		58,800円 未満	9,200		4,600	18,100	9,050	17,800		8,900	20,200	10,100	19,900		9,950
D6		77,101円 未満	10,100		5,050	22,400	11,200	22,000		11,000	24,900	12,450	24,500		12,250
D7		97,000円 未満	14,800		7,400	25,200	12,600	24,800		12,400	28,000	14,000	27,600		13,800
D8		108,600円 未満	16,200		8,100	26,900	13,450	26,500		13,250	32,600	16,300	32,100		16,050
D9		169,000円 未満	16,200		8,100	26,900	13,450	26,500		13,250	40,000	20,000	39,400		19,700
D10		211,201円 未満	16,200		8,100	26,900	13,450	26,500		13,250	43,600	21,800	42,900		21,450
D11		230,100円 未満	18,200		9,100	26,900	13,450	26,500		13,250	45,400	22,700	44,700		22,350
D12		301,000円 未満	18,200		9,100	26,900	13,450	26,500		13,250	55,000	27,500	54,100		27,050
D13		397,000円 未満	18,200		9,100	26,900	13,450	26,500		13,250	59,400	29,700	58,500		29,250
D14		397,000円 以上	18,200	9,100	26,900	13,450	26,500	13,250	78,000	39,000	76,800	38,400			

- 対象となる子どもが第3子以降に該当する場合、保育料は「無料」となります。
- 対象となる子どもが第何子に該当するかは、認定区分や階層によってきょうだいのカウントの仕方が異なりますので備考欄をご確認ください。
- ひとり親世帯の認定は児童扶養手当の対象者かどうかによって判断していますので、児童扶養手当の受給申請をせずにひとり親の認定を受けたい場合はご相談ください。
- 下関市の独自軽減策である、第2子保育料軽減事業や多子世帯応援保育料等軽減事業の条件に該当する場合は上記の額からさらに軽減されます。下の表を合わせてご覧ください。
- 3号認定子どもの場合、満3歳で2号認定子どもに変更となりますが、その年度中は3号認定の保育料が引き続き適用されます。
- 父母の合計所得が「38万円未満」の場合は、同居している直系親族(祖父母等)のうち家計の主宰者と判断される方の課税額を合算して階層が決定されます。
- 市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除前の金額です。
- 1号認定保育料には給食(材料)費は含まれません。2号認定保育料には給食の副食(材料)費が、3号認定保育料には給食(材料)費が含まれます。
- 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間の子どもが対象です。
- 9月に保育料の改定を行います。8月分までの保育料は前年度の市民税額、9月分以降の保育料は当該年度の市民税額をもとに決定されますので額が変わることがあります。
- 保育料の他、各園において、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。園に直接お問い合わせください。
- 子ども・子育て支援新制度の適用を受けない私立幼稚園の保育料は、上記の表によらず各幼稚園が定める金額となります。園に直接お問い合わせください。

■ 第2子保育料軽減事業

対象児童が世帯の小学校3年生以下の子どものうち第2子に該当する場合は、次の率を掛けた金額となります。(注:多子世帯応援保育料等軽減事業に該当する場合は適用されません。)

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)					
		教育標準時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子	
D4 D6 D7	割 市 民 税 額 所 得	57,700円 以上 97,000円 未満		—	1/2		1/2		—	1/2		1/2		—
D8 以上		97,000円 以上			3/4		3/4			1/2		1/2		

■ 多子世帯応援保育料等軽減事業(第3子軽減)

対象児童が世帯の20歳未満の子どものうち第3子以降に該当する場合は、次の率を掛けた金額となります。

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)					
		教育標準時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考	保育標準時間		保育短時間		備考
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子	
D4 D6	割 市 民 税 額 所 得	57,700円 以上 77,101円 未満		—	1/2	1/2	1/2	1/2	—	0	0	0	0	—
D7		77,101円 以上 97,000円 未満			1/2	1/2	1/2	1/2		0	0	0	0	
D8 以上		97,000円 以上			3/4	3/4	3/4	3/4		1/2	1/2	1/2	1/2	